

6年非行防止教室

15日(月)6年生に非行防止教室を開催しました。5時間目は1組、6時間目は2組とクラスごとに実施しました。講師は、加古川市少年愛護センターの福田大輔指導主事です。加古川市少年愛護センターは、ネットパトロール事業、少年の生活上の悩みや問題解決のための個別相談、インターネットトラブル防止講座の開催等の活動をされています。

テーマは「ともだちとつくる、明るい未来」です。主なお話は次の通りでした。
◎いじめは、いじめ防止対策推進法に定義されています。第2条を要約すると「やられている子がイヤだと感じたら、いじめになる可能性がある」ということです。
◎第4条「児童等は、いじめを行ってはならない」と定めています。いじめをしてはいけないのは法律で決まっています。

◎「遊び」と「いじめ」の違いとして
目的:遊び…楽しい、笑い合うこと

いじめ…相手を傷つけたり、ダメージを与えたりする

関係性:遊び…お互いが楽しい、対等な関係で親しい関係

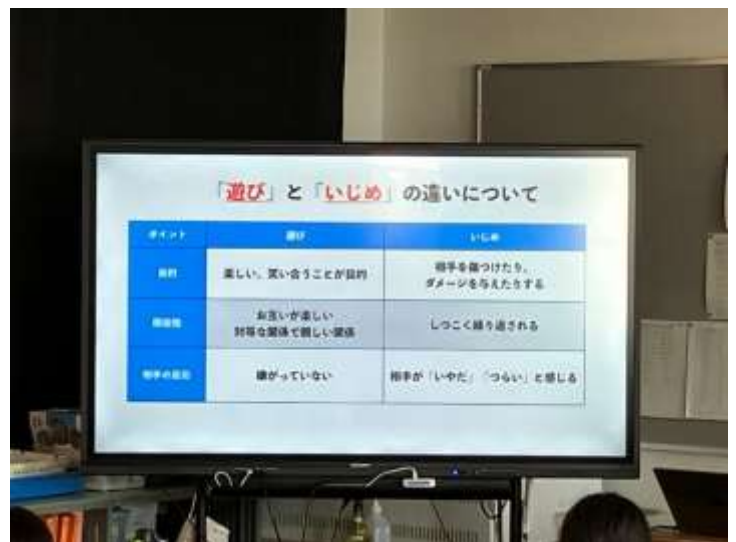
いじめ…しつこく繰り返される

相手の反応:遊び…嫌がっていない

いじめ…相手が「いやだ」「つらい」と感じる

◎いじめは、いじめられた側が決めます。

◎悪いことをした時、「ごめんなさい」と謝るのは大切なことで今後やらないように気をつけます。



◎「ことば」は見えないナイフです。①実際に叩かれなくても「言葉」で心はボロボロになります。②「これくらいは大丈夫」は、相手が決めることです。

◎責任年齢は14歳で、刑事法で何かをすれば責任をとる年齢になります。小学校6年生はあと2年で14歳、責任年齢になります。

◎犯罪になる可能性がある行為と犯罪名について

- ・「きもい」「死ね」と書く、言う→名誉棄損(めいよきそん)、侮辱罪(ぶじょくざい)
- ・わざとぶつかる、叩く→暴行罪(ぼうこうざい)、傷害罪(しょうがいざい)
- ・「おごれよ」「金貸せ」と強要する→恐喝罪(きょうかつざい)
- ・クツやカバンをかくす、汚す→器物損壊罪(きぶつそんかいざい)

◎犯罪を犯してしまったら、謝っても刑は軽くなりません。原因や背景でなく行った行為だけが取り上げられてしまいます。

◎言葉(口ぐせ)を2年かけて直しましょう。行為を2年かけて直しましょう。

犯罪(逮捕歴)は一生残ります。→就職など人生の岐路で不利を受けます。補導歴は記録として残る場合や不利を受ける場合があります。

→いずれも自分が損をします。

◎あなたがほんの少しの勇気をもつことのできる事

①とめる…「やめようよ」と勇気をもって言葉にする

②声をかける…いじめを受けている子に「大丈夫」と声をかけたり、横に座ってあげる

③まわりの大人に伝える…自分だけで解決しようとせず、先生や保護者など信頼できる大人に相談する

最後に、今日の45分で聞いたお話から「自分だけの行動」をメモして終わりました。行動メモは、「自分は、いじめを見たり感じたりしたら()という行動をとる」です。そして、「みんなで最高の学校生活をつくりましょう」と締めくくり、話は終わりました。

正しい言葉遣いをし、正しい行動をとることは人としてとても大切なことです。14歳の責任年齢になるまでにきちんと身につけさせるために、今すぐ取り組ませる必要のあるお話でした。また、ご家庭に協力を依頼することもあると思います。よろしくお願いいたします。

